

平成 28 年

第 4 回市議会定例会 議案第 22 号

函館市地域体育施設条例の一部改正について

函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例

函館市地域体育施設条例（平成 16 年函館市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「函館市恵山プールおよび」を削る。

第 6 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「別表第 5」を「別表第 4」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「別表第 6」を「別表第 5」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「別表第 7」を「別表第 6」に改め、同号を同項第 5 号とする。

別表第 1 中

函館市恵山総合体育館	函館市川上町 506 番地	を
函館市恵山プール	函館市川上町 506 番地	

」

函館市恵山総合体育館	函館市川上町 506 番地	に
------------	---------------	---

」

改める。

別表第 4 を削り、別表第 5 を別表第 4 とし、別表第 6 を別表第 5 とし、別表第 7 を別表第 6 とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成 22 年函館市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「（第10号に掲げる施設（函館市恵山プールに限る。）にあっては，市の区域内に居住する児童または生徒が個人で利用する場合を除く。）」を削り，同条第10号中「函館市恵山プールおよび」を削る。

（提案理由）

恵山プールを廃止するため